

政策評価調書（個別票1）

【政策ごとの予算額等】

政策名	共生社会実現のための施策の推進			評価方式	総合・実績・事業	番号	11
	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度概算要求額		
予算の状況	当初予算（千円）	2,872,325	2,627,180	2,301,286	2,234,484	3,232,615	
	補正予算（千円）	0	0	3,004,493			
	繰越し等（千円）	0	0	0			
	計（千円）	2,872,325 <2,872,325>	2,627,180 <2,627,180>	5,305,779 <5,305,779>			
執行額（千円）		2,682,112	2,394,143	5,083,388			
政策評価結果の概算要求への反映状況							

政策評価調書（個別票2）

【政策に含まれる事項の整理】

政策名	共生社会実現のための施策の推進				番号	11	(千円)		
	予 算 科 目					予算額		政策評価結果の反映による見直し額（削減額）合計	
	整理番号	会計	組織／勘定	項	事項	25年度 当初予算額	26年度 概算要求額		
対応表において●となっているもの	12	1	一般	内閣本府	共生社会政策費	共生社会政策の企画立案等に必要な経費	2,234,484	3,232,615	
小計						2,234,484 の内数	3,232,615 の内数		
合計						2,234,484 の内数	3,232,615 の内数		

政策評価調書（個別票3）

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-41(政策12-施策①))

施策名	子ども・若者育成支援の総合的推進(子ども・若者ビジョン)[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]				
施策の概要	平成22年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)」に基づく大綱として、施策の基本的な方針等を定めた「子ども・若者ビジョン」(平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定)が策定されたことを受け、その総合的な推進を図る。				
達成すべき目標	子ども・若者が生き生きと幸せに、社会の形成者として健やかに成長するよう支援するとともに、学校、家庭、地域等が連携・協力して子ども・若者の育成支援に取り組む社会の実現。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	— — —	— — —	— — —
	合計(a+b+c)	—	—	—	—
	執行額(千円)	—	—	—	—
	施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)				
特になし					

測定指標	「子ども・若者ビジョン」に盛り込まれた施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度
		—	—	—	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認
年度ごとの目標値		—	—	—	施策の進捗状況の確認		—	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	以下により施策の進捗状況の確認を行うことができた。 ・子ども・若者育成支援施策に関する施策を推進するとともに、施策の実施状況について点検・評価するため、内閣総理大臣を本部長とする「子ども・若者育成支援推進本部」の下に、有識者を構成員とする「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」を開催。同会議には、施策の実施状況を点検・評価するための第1部会(24年度:5回開催)と子どもや若者の政策決定過程への参加の必要性や意義を整理するための第2部会(24年度:5回開催)が設けられ、それぞれ審議が進められた。第1部会では、重点テーマとして「ニート、ひきこもり、不登校の子ども・若者への支援等」が取り上げられ、若者に対する意識調査の実施、関係府省からのヒアリングを行い、報告が取りまとめられた。第2部会では、有識者地方公共団体からヒアリングが行われ、報告が取りまとめられた。 ・子ども・若者育成支援推進法第6条に基づき、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況について、年次国会報告(子ども・若者白書)として取りまとめた。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 上記のとおり、「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」の開催と年次国会報告(子ども・若者白書)の作成により、「施策の進捗状況の確認」という目標が達成された。引き続き、子ども・若者育成支援推進施策を推進するとともに、これらの方策により目標の達成に向けて取り組むことが適当である。 【今後の方向性】 目標の達成に向け、引き続き、以下により、施策の推進を図り、その進捗状況を確認する。 ・「子ども・若者育成支援推進点検・評価会議」を開催し、子ども・若者育成支援推進法に基づく大綱に盛り込まれた施策の実施状況について、各省庁からのヒアリングなどを行いつつ、有識者による点検・評価を行う。 ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者白書」を、各省庁の協力の下で取りまとめ、施策の進捗状況を明らかにし、国会報告を行う。

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他情報	○子ども・若者育成支援推進点検・評価会議 http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hyouka/index.html ○子ども・若者白書
--------------------------	---

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(青少年企画担当) 加藤 弘樹	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	-----------------	--------	--------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-42(政策12-施策②))

施策名	青少年インターネット環境整備の総合的推進(青少年インターネット環境整備基本計画)[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]				
施策の概要	平成21年4月に施行された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号。いわゆる「青少年インターネット環境整備法」)に基づき策定された「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第2次)」(平成24年7月6日子ども・若者育成支援推進本部決定)において、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、国が取り組むべき施策を定めている。基本計画(第2次)に基づき、国、地方公共団体、民間団体等が連携して青少年のインターネット利用環境整備のための施策を総合的かつ効果的に推進する。				
達成すべき目標	青少年が適切なインターネット活用能力を身につけるとともに、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会が最小化され、もって青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境が整備される。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	—	—	—
	補正予算(b)	—	—	—	—
	繰越し等(c)	—	—		
	合計(a+b+c)	—	—		
	執行額(千円)	—	—		
施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	特になし				

青少年インターネット環境整備基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	年度ごとの目標値	基準値	実績値					目標値
		○年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	○年度
		—	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	—
			施策の進捗状況の確認(インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議によるフォローアップによる施策の進捗状況の確認)	施策の進捗状況の確認(子ども・若者育成支援推進本部によるフォローアップによる施策の進捗状況の確認)	施策の進捗状況の確認(子ども・若者育成支援推進本部によるフォローアップによる施策の進捗状況の確認)	施策の進捗状況の確認(子ども・若者育成支援推進本部によるフォローアップによる施策の進捗状況の確認)	施策の進捗状況の確認(子ども・若者育成支援推進本部によるフォローアップによる施策の進捗状況の確認)	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	○平成23年度における施策の進捗状況について、平成24年4月に開催された「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」第14回会合において、関係省庁から施策の進捗状況が報告され、その進捗状況の結果を取りまとめた。 ○ 同第14回検討会では、基本計画の見直しに向けた検討会を開始し、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の見直しに係る提言を行った。 ○ 平成24年7月6日、子ども・若者育成支援推進本部(第4回)において、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(平成20年法律第79号)に基づき、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第2次)」を決定した。 ○ 平成24年度「青少年のインターネットの利用環境実態調査」を平成24年11月に実施し、平成25年1月に実施された第16回検討会に速報版として報告した。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 基本計画(第2次)に盛り込まれた施策の進捗状況についてのフォローアップを着実に実施した。なお、施策の実施に当たっては、引き続き、関係省庁間や民間団体等との更なる連携を図るほか、有識者からの意見などを踏まえつつ、適宜必要な業務改善に努める必要がある。 【今後の方向性】 ○平成24年度に係る施策状況のフォローアップを実施し、子ども・若者育成支援推進本部に報告する。 ○平成25年度「青少年のインターネットの利用環境実態調査」を着実に実施する。 ○「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を継続的に開催し、有識者の意見を聴取し、環境整備に係る取組に対して業務改善等に活用する。

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	平成24年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書 (http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h24/net-jittai/pdf-index.html)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (青少年環境整備担当) 山本 和毅	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	-----------------	--------	-----------------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-43(政策12-施策③))

施策名	子ども・子育て支援の総合的推進(子ども・子育てビジョン)[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]				
施策の概要	我が国は、平成17年、総人口が減少に転じる人口減少社会を迎えた。急速な少子化の進行と人口減少は、国や社会の存立基盤に関わる重大な問題であり、制度・政策・意識改革など少子化対策の効果的な再構築・実現を図ることが求められている。 このために少子化社会対策基本法(平成15年法律第133号)第7条に基づく大綱(「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定))等に基づき、これまで少子化社会対策を総合的に推進してきたところである。				
達成すべき目標	大綱においては、平成26年までの5年間を目途とした施策の数値目標を盛り込んでおり、今後のこの数値目標達成を目指して施策を推進していく。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	-	-	-	-
	補正予算(b)				
	繰越し等(c)				
	合計(a+b+c)				
施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	執行額(千円)				
	特になし				

測定指標	大綱に盛り込まれた施策のフォローアップ	基準値	実績値					目標値
			-	20年度	21年度	22年度	23年度	
	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	-	
	年度ごとの目標値		施策の進捗状況の確認(少子化社会対策会議によるフォローアップ、白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)					

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成24年度に実施した施策等を記述した平成25年版少子化の状況及び少子化の対処施策の概況(白書)をとりまとめたところ。 また、平成24年度に「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査」を実施し、子ども・子育てビジョンの国の取組の中で、行っていると思う(「行っていると思う」と「やや行っていると思う」と「あまり行っていないと思う」の計)という回答が相対的に多かったのは「子どもの健康と安全を守る取組」(24.4%)、「子どもの学びを支援する取組」(21.7%)、「児童医療体制を確保する取組」(18.1%)であった。一方、行っていないと思う(「行っていないと思う」と「あまり行っていないと思う」の計)という回答が相対的に多かったのは、「若者の自立した生活と就労に向けた支援に取組」(55.2%)、「男性の子育てへの関わりを促進する取組」(52.0%)、「長時間労働の抑制、テレワークの活用等、働き方の見直しに向けた環境整備を図る取組」(51.3%)であった。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 施策の分野ごとの進捗状況に差があると考えられることから、これを踏まえて大綱に基づき、引き続き施策を推進する必要がある。また、少子化危機突破のための緊急対策(H25.6.7少子化社会対策会議決定)で「結婚・妊娠・出産等の切れ目ない支援」などの強化等が必要とされたところ。 【今後の方向性】 大綱及び「緊急対策」の推進等に取り組むとともに、利用者の視点に立った施策の検証等を行うため、平成24年度の調査結果を踏まえ、平成25年度においてインターネットアンケート調査を実施し、この結果について検証を行い、今後の施策の推進のために活用する。

学識経験を有する者の知見の活用	平成24年度に実施した「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査」については、有識者からのヒアリングを行い、調査結果の分析等について、適宜有識者の知見を活用しながら行った。さらに同年度末には「少子化危機突破タスクフォース」を設置し有識者からのヒアリング等を開始し、平成25年5月28日に「『少子化危機突破』のための提案」を受けた。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	少子化の状況及び少子化の対処の概況(白書)、「子ども・子育てビジョンに係る点検・評価のための指標調査」、少子化危機突破のための緊急対策(H25.6.7少子化社会対策会議決定)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (少子化対策担当) 宮本悦子	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	---------------------	--------	--------------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-44(政策12-施策④))

施策名	子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する広報啓発、調査研究等[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]					
施策の概要	子ども・子育て支援、子ども若者育成支援に関する施策について、必要な調査研究を実施し、情報の収集、分析を行い、その結果をホームページ等での提供を行う。また、啓発活動や研修を実施することにより、人材の養成及び資質の向上を図ることに等により国民の理解促進を図る。					
達成すべき目標	子ども・子育て支援、子ども・若者育成支援に関する施策について、社会全体で子どもと子育てを支援することの重要性について国民の理解を促すとともに、学校、家庭、地域等が連携協力して取り組む社会の実現。					
施策の予算額・執行額等	区分		22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	501,687	395,632	325,815	361,011
	補正予算(b)					
	繰越し等(c)					
	合計(a+b+c)	501,687	395,632			
執行額(千円)		329,106	288,016			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	子育てしやすい環境づくりに関心がある人の割合	基準値		実績値					目標値
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
		70.3%	—	—	69.2%	70.3%	67.2%	対前年度比増	
	年度ごとの目標値		—	—	85%以上	75%	対前年度比増		
青少年の育成・支援活動に参加している、又は参加したいと思う人の割合	青少年の育成・支援活動に参加している、又は参加したいと思う人の割合	基準値	実績値					目標値	
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
		38.1%	—	—	38.1%	36.5%	33.1%	40.0%	
	年度ごとの目標値		—	—	40.0%	40.0%	40.0%		
調査研究結果の有用性、活用状況の検証	調査研究結果の有用性、活用状況の検証	基準値	実績値					目標値	
		24年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	
		活用状況等を確認	—	—	—	—	活用状況等を確認	活用状況等を確認	

	<p>目標の達成状況</p> <p>(子ども・子育て支援) ○子育てしやすい環境づくりに关心がある人の割合は、目標値を下回った(前回調査70.3%)。年代別にみると子育て当事者の30代、40代や60代、70代の関心は高かったが、20代や50代の割合が低かった。</p> <p>(子ども・若者育成支援) ○青少年の育成・支援活動に参加している、又は参加したいと思う人の割合が、目標値を下回った。また、前年度の実績値からは3.4%下回った。</p> <p>○調査研究結果については、子ども・若者白書への掲載、有識者会議における検討材料等に活用され、施策の推進に資することとなった。</p>
施策に関する評価結果	<p>目標期間終了時点の総括</p> <p>【目標の達成状況の検証】 (子ども・子育て支援) 大綱(子ども・子育てビジョン)に基づき、社会全体で子育てを支援することの重要性についての理解促進を図ってきているが、引き続き多くの国民の理解を得られるよう情報提供を行う必要がある。その際には、若年層や中高年層に対する啓発等を積極的に実施する必要がある。</p> <p>(子ども・若者育成支援)青少年の育成・支援活動に参加している、又は参加したいと思う人の割合が、目標値を下回ってしまったため、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るための啓発事業や子ども・若者育成支援に携わる関係者への研修事業の一層の充実に努める必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 (子ども・子育て支援) ○ホームページは有効な情報提供手段であり、引き続き、積極的な情報発信を行うとともに、内容全体についても適宜必要な改善を行い、アクセス件数の増加を図る。</p> <p>○国民の意識・要望等を把握するための調査研究は重要であり、結果を分析するとともに、ホームページやマスコミへの情報提供をより効果的に実施することにより、広く一般に周知を図る。</p> <p>○理解促進事業については、開催場所・団体等との連携強化・マスコミ報道等、効果のより大きい事業内容に改善し実施することにより、さらなる国民の理解の促進を図っていく。</p> <p>(子ども・若者育成支援) ○啓発事業として、関係省庁、地方公共団体、民間団体の参加・協力を得て、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」(7月)、「子ども・若者育成支援強調月間」(11月)を実施し、子ども・若者育成支援活動に関する国民の更なる理解促進を図る。</p> <p>○調査研究結果については、引き続きホームページへの掲載、マスコミへの情報提供を通じて広く周知を図る。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	○子ども・子育てに関する調査研究については、有識者による専門調査会や研究会を開催し、調査結果の分析等について、適宜有識者の知見を活用しながら行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	子育てしやすい環境づくりについて関心がある人の割合及び青少年の育成・支援活動に参加している、又は参加したいと思う人の割合：インターネットによる共生社会に関する意識調査(H25.3調査：全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参考官(少子化対策担当) 原口 �剛 参考官(青少年企画担当) 加藤 弘樹 参考官(青少年支援担当) 加藤 弘樹 参考官(青少年環境整備担当) 山本 和毅	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	-----------------	--------	--	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-45(政策12-施策⑤))

施策名	食育の総合的推進(食育推進基本計画)[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]				
施策の概要	食育推進施策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案				
達成すべき目標	第2次食育推進基本計画においては、平成27年度末までの達成を目指す数値目標を盛り込んでおり、今後、この数値目標達成を目指して施策を着実に推進していく。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	-	-	-
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-		
	合計(a+b+c)	-	-		
施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	特になし				

測定指標	第2次食育推進基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		-	-	-	-	-	施策の推進状況を確認(結果については後述)	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	施策の進捗状況の確認(食育白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	第2次食育推進基本計画に基づく諸施策を総合的に推進してきた結果、5か年計画の2年目である平成24年度には、農林漁業体験を経験した国民の割合は、計画策定期30%以上とする目標値に達し現状値31%となり、共食の回数は、計画策定期9回に比べ現状値9.5回と0.5回増である(目標値週10回)。また若い男性の朝食欠食については、計画策定期28.7%に比べ現状値32.4%であるなど、15%以下とする目標値の達成に向けてさほど改善されていない指標もある。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】 農林漁業体験を経験した国民の割合の改善は、第2次食育推進基本計画に掲げた生産者と消費者との交流の促進の取組など諸施策の取組の成果であると考えられる。一方、朝食の欠食や共食の回数など、特に若い男性の改善状況が見られていないことから、これらの層の関心を高める効果的な事業を行うことが必要である。また、市町村における食育推進計画の作成率も改善は見られているが都道府県格差が見られ、100%~17.1%の状況である。</p> <p>【今後の方向性】 平成27年度までに数値目標を達成するためには、さらなる改善に向けて、第2次食育推進基本計画で掲げた各種食育推進施策を、引き続き、強力に推進していく。なお、推進にあたっては、国民自らが食育に関する取組が実践できるように各地域の特性や世代の特性に応じ効果的な事業が行われる必要があることから、食育推進評価専門委員会の有識者の意見も踏まえ課題の分析を行い、各施策を一層強力に推進する。</p>

学識経験者を有する者の知見の活用	学識経験者を含む食育に関する有識者からなる「食育推進評価専門委員会」を開催し、「第2次食育推進基本計画」(計画期間:平成23~27年度)の進捗状況についてフォローアップを行うとともに、目標の達成状況の評価を行うこととしている。(平成25年度:委員会4回開催予定) http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/index.html
------------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	食育に関する意識調査(平成24年度内閣府調査) (http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/syokuiku.html) 食育白書 (http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/index.html)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(食育推進担当) 山崎 房長	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	---------------------	--------	----------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-46(政策12-施策⑥))

施策名	食育に関する広報啓発、調査研究等[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]				
施策の概要	食育基本法及び第2次食育推進基本計画に基づく施策を実施し、食育に対する国民の理解を促進する。				
達成すべき目標	食をめぐる諸課題や食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代、様々な立場の国民が自ら食育に関する活動を実践できるよう、具体的な実践や活動を提示して理解の増進を図る。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	53,850 — —	45,213 — —	40,800 — —
	合計(a+b+c)	53,850	45,213		
	執行額(千円)	45,213	43,402		
	特になし				

測定指標	食育に関心を持っている国民の割合	基準値	実績値						目標値
		17年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	27年度	
		70%	72.2%	71.7%	70.5%	72.3%	74.2%	90%以上	
	年度ごとの目標値		90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	目標値が達成できていない。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】 食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛けることが必要であり、より多くの国民に食育に関心を持つてもらうことが欠かせないことから、食育に関心を持っている国民の割合の増加を目指している。 平成17年度に70%となっていた割合を27年度までに90%以上とすることを目指しているが、ほぼ横ばいの状態が続いている。特に男性及び高齢者が食育への関心が低い傾向にあることから、今後とも、国民の理解や関心を深める取組を推進する必要がある。</p> <p>【行政事業レビューでの指摘】 引き続き、関係各所と協力のうえ、効果的な事業を行うこと。また、予算の範囲内に収まるよう事業の実施について効率化に努めること。</p> <p>【今後の方向性】 ○平成23年3月に策定した「第2次食育推進基本計画」(計画期間:平成23~27年度)において、男性や高齢者への食育推進が新たに盛り込まれていることから、食育の意義や必要性等について広く国民の理解を深め、あらゆる世代、様々な立場の国民が自ら食育に関する取組が実践できるように情報提供する等適切な施策を推進する必要がある。 ○6月の食育月間に於いて、各種広報媒体や行事等を通じた広報啓発活動を重点的に実施することにより、食育に対する理解を深め、食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図る。 ○行政事業レビューでの指摘を踏まえ、引き続き、関係各所と協力のうえ、効果的な事業を行うとともに、予算の範囲内に収まるよう効率的な事業内容の改善を実施する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	学識経験者を含む食育に関する有識者からなる「食育推進評価専門委員会」を開催し、「第2次食育推進基本計画」(計画期間:平成23~27年度)の進捗状況についてフォローアップを行うとともに、目標の達成状況の評価を行うこととしている。(平成25年度:委員会4回開催予定) http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/conference/index.html
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	食育に関する意識調査(平成24年度内閣府調査) http://www8.cao.go.jp/syokuiku/more/research/syokuiku.html
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(食育推進担当) 山崎 房長	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	---------------------	--------	----------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-47(政策12-施策⑦))

施策名	高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]				
施策の概要	高齢社会対策基本法(平成7年法律第129号)に基づき策定された「高齢社会対策大綱」(平成24年9月7日閣議決定)では、国が推進すべき施策分野として「就業・年金等分野」、「健康・介護・医療等分野」、「社会参加・学習等分野」、「生活環境等分野」、「高齢社会に対応した市場の活性化と調査研究推進」及び「全世代が参画する超高齢社会に対応した基盤構築」の6分野を定めている。大綱に基づき、国、地方公共団体、民間団体等と連携して高齢社会対策を総合的に推進するため、「高齢社会白書」の発行および意識調査等を実施する。				
達成すべき目標	施策の進捗状況の確認(高齢社会対策会議によるフォローアップ、高齢社会白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	-
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-		
	合計(a+b+c)	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	執行額(千円)	-	-		

測定指標	高齢社会対策の総合的推進(高齢社会対策大綱)に盛り込まれた施策のフォローアップ	基準値	実績値					目標値
		○年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
			施策の進捗状況を確認(結果については後述)	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	施策の進捗状況を確認(結果については後述)	-
	年度ごとの目標値		施策の進捗状況の確認(高齢社会対策会議によるフォローアップ、高齢社会白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)					

施策に関する評価結果	目標の達成状況	高齢社会対策大綱に基づいた6分野について、各省庁から施策の実施状況について報告をとりまとめ、施策の進捗状況を確認した。また、これらの実施状況のとりまとめを盛り込んだ高齢社会白書の案を高齢社会対策会議において作成し、平成25年6月14日に閣議決定された。白書については、印刷物として出版するとともに、ホームページ上で公表し、広く周知を図っている。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 高齢社会対策大綱に盛り込まれた施策の進捗状況についてのフォローアップを着実に実施した。なお、施策の実施に当たって、引き続き、有識者からの意見などを踏まえつつ、関係省庁間や民間団体等との更なる連携を図る必要がある。 【今後の方向性】 高齢社会対策大綱に盛り込まれた施策については、引き続き高齢社会白書のとりまとめ等を通じ、施策のフォローアップに努める。

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	高齢社会白書 http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/index-w.html
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(高齢社会対策担当) 宮本 悅子	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	---------------------	--------	------------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-48(政策12-施策⑧))

施策名	高齢社会対策に関する広報啓発、調査研究等 [政策12. 共生社会実現のための施策の推進]					
施策の概要	高齢社会対策基本法及び高齢社会対策大綱に沿って、高齢社会対策の総合的な推進を図るため、地方公共団体・NPOと連携し、「社会参加活動等の事例紹介事業」、「高齢社会フォーラム」など、高齢社会対策に関する普及・啓発のための事業を実施する。					
達成すべき目標	国民一人ひとりの意欲と能力が最大限に發揮できるような全世代で支え合える社会の確立に寄与する。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	78,852 — —	52,955 — —	46,260 — —	42,989
	合計(a+b+c)	78,852	52,955			
	執行額(千円)	84,188	45,041			
施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	特になし					

測定指標	社会参加したいと思う高齢者の割 合	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		72.30%			72.30%	73.80%	69.20%	-
年度ごとの目標値					70.0%以上	前年度以上	前年度以 上	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	「社会参加したいと思う高齢者の割合」「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計は目標値とした前年度数値を4.6ポイント下回った。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回調査では目標値を下回る結果となった。 ・目標値を下回った要因としては、女性の減少幅が大きかったことから、更なる女性への高齢社会対策に関する普及・啓発が必要であると考えられる。 <p>【行政事業レビューでの指摘】</p> <p>社会参加したいと思う高齢者の割合が前年度以上にならず、成果目標を達成できなかった結果を分析し必要な見直しを図ること。また、執行実績を概算要求に反映させること。</p> <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢社会フォーラムについては、参加者から一定の評価をいただいているところであるが、女性のさらなる社会参加を促進するような内容にするなど、プログラムの内容等を見直す。 ・エイジレス・ライフを実践している事例及びグループで就労や地域社会活動などの社会参加活動を積極的に行っている事例を広く紹介しているが、より女性の参加しやすい事例を紹介するなど、女性への普及・啓発を図る。また、広く一般に周知を行うため、ホームページ上で事例を公表する。 ・各種調査を継続的に実施し、調査結果については、基礎資料として政策の企画立案や白書の作成に活用するとともに、ホームページやマスコミを通じて広く一般に周知を行う。 ・行政事業レビューでの指摘を受け、平成26年度の概算要求に、高齢社会フォーラムの実施方法や、報告書の作成部数の変更を反映した。

学識経験を有する者の知見の活用	調査の実施にあたっては、企画分析委員会を開催し、有識者等から意見を聴取し知見を活用しながら調査を行った。エイジレス・ライフ実践者及び社会参加活動事例の選考について、選考委員会を開催し、有識者等から意見を聴取し知見を活用しながら選考を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	社会参加したいと思う高齢者の割合:インターネットによる共生社会に関する意識調査(H25.3調査:全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(高齢社会対策担当) 宮本 悅子	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	---------------------	--------	------------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-49(政策12-施策⑨))

施策名	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進に関する広報啓発、調査研究等[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]				
施策の概要	社会全体のバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する取組を一層推進するため、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」(平成20年3月28日バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議決定)に基づき、その推進に関して功績のあった者に対する表彰による優れた取組の普及・啓発の促進を図る。				
達成すべき目標	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づく施策を着実に推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	11,202 — —	7,411 — —	6,385 — —
	合計(a+b+c)	11,202	7,411		
	執行額(千円)	4,780	2,539		
施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	特になし				

測定指標	バリアフリーの認知度	基準値	実績値					目標値
		17年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		93.8%	—	91.4%	94.3%	92.9%	92.6%	100%
	年度ごとの目標値		100%	100%	100%	100%	100%	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	目標値が達成できていない。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標達成状況の検証】 国民誰もが、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、バリアフリーの認知度の増加を目指している。 性別・年代別に見ても、どの層でも認知度は90%を超えており、「バリアフリー」という言葉の浸透度は、ほぼ達成できていると考えられるが、引き続き啓発・広報活動を推進する必要がある。</p> <p>【今後の方向性】 ○すべての国民がバリアフリーを認知することは重要であることから、今後も引き続き認知度100%を目指していく必要がある。 ○バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰を実施し、バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進について顕著な功績又は功労のあった個人又は団体を顕彰することにより今後の活動を支援するとともに、表彰を通じてバリアフリー・ユニバーサルデザインに関する優れた取組を広く普及させることを促進する。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する有識者で構成するバリアフリー・ユニバーサルデザイン推進功労者表彰選考委員会において意見を聴取し、選考を行った。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	バリアフリーの認知度:インターネットによる共生社会に関する意識調査(H25.3調査:全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(総合調整第2担当) 山崎 房長	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	---------------------	--------	------------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-50(政策12-施策⑩))

施策名	障害者施策の総合的推進(障害者基本計画)[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]				
施策の概要	障害者基本法(昭和45年法律第84号)に基づき策定された「障害者基本計画」(平成14年12月24日閣議決定)では、国が取り組むべき施策分野として「啓発・広報」、「生活支援」、「生活環境」、「教育・育成」、「雇用・就業」、「保健・医療」、「情報・コミュニケーション」及び「国際協力」の8分野を定めている。基本計画に基づき、国の行政機関を始めとした関係諸機関が連携・協力し、それぞれの施策の総合的かつ計画的な推進を図る。				
達成すべき目標	障害者基本計画に定められた個別施策分野等について計画の最終年度である24年度末までに内容を着実に推進する。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) —	—	—	—
	補正予算(b) —	—	—	—	—
	繰越し等(c) —	—	—	—	—
	合計(a+b+c) —	—	—	—	—
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	執行額(千円)	—	—	—	—

測定指標	障害者施策の推進状況の検証及び効果的施策の立案(主に障害者基本計画の下の「重点施策実施5か年計画」の数値目標など)	基準値	実績値					目標値
		14年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		計画決定	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	—
年度ごとの目標値	各分野別施策のフォローアップを着実に推進					—	—	—
	障害者施策の推進状況の検証及び効果的施策の立案(主に障害者基本計画に記載された様々な課題への対応)	基準値	実績値					目標値
		14年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		計画決定	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	施策の進捗状況を確認	—
		年度ごとの目標値	各分野別施策のフォローアップを着実に推進					—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	平成24年度においては、障害者基本計画に盛り込まれた施策の23年度の推進状況についてフォローアップ作業を各省庁と連携して行い、平成25年3月に取りまとめ、公表した。ほとんどの事項について着実な推進状況と言え、障害者基本法及びこれに基づく障害者基本計画(平成14年12月24日障害者施策推進本部決定)等に基づき、「共生社会」の実現に向けた施策の着実な推進が図られた。 また、障害者施策における課題と対応については、障害者施策の在り方に關し、意見聴取の過程で指摘された課題(198項目)について、新たな「重点施策実施5か年計画」(平成19年12月25日障害者施策推進本部決定)等に基づき、着実に対応された。 さらに、推進状況等を記載した障害者白書を取りまとめた。 一方、平成21年12月に内閣に設置された「障がい者制度改革推進会議」のもとで障害当事者を中心とする「障がい者制度改革推進会議」が開催され、精力的な障害者制度改革への検討が行われ、その「意見」を踏まえ23年7月に障害者基本法が改正されるなどの成果があった。 なお、平成24年7月以降開催された障害者政策委員会において、当該基本計画を踏まえ、検討が行われ、新しい基本計画についての意見がまとめられ、その提出があった。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 障害者基本計画及び重点施策実施5か年計画の着実な推進等がみられている。 【今後の方向性】 今後は、平成24年度最終フォローアップを着実に実施し、把握に努めるとともに、障害者施策全般への情報提供、新基本計画のフォローアップ等に活用する予定。

学識経験を有する者の知見の活用	障害者政策委員会において、当該基本計画及び新基本計画について討議が行われ、新基本計画についての意見が出された。
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	各省庁から提出された資料、データ。障がい者制度改革推進会議及び障害者政策委員会における配布資料。(障害者基本計画のフォローアップは、 http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/wakugumi.html#keiakunew 。
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(障害者施策担当) 難波吉雄	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	---------------------	--------	----------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-51(政策12-施策⑪))

施策名	障害者施策に関する広報啓発、調査研究等[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]					
施策の概要	<p>障害者基本計画の後期重点施策5か年計画においては、障害者が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の普及を図るため、障害及び障害者に関する国民理解を促進し、併せて障害者への配慮等について国民の協力を得るために、「共生社会」の周知度の目標として平成24年度までに世代全体の50%以上、若者(20代)の50%以上を目指し、幅広い国民の参加による啓発・広報活動を強化することとしており、障害者基本法を踏まえ策定された「障害者週間の実施について」(平成16年12月1日障害者施策推進本部決定)に基づき、障害や障害のある人に対する国民の関心、理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加の意識の高揚を図るために、毎年12月3日から9日までの1週間を「障害者週間」とし、前後の期間を含め、全国で、官民にわたって多彩な行事を集中的に実施するなど、積極的な啓発・広報活動を実施する。障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現は、重要な課題となっている。</p>					
達成すべき目標	障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向け、共生社会の考え方の国民への周知を図ること。					
区分		22年度	23年度	24年度	25年度	
施策の予算額・執行額等	予算の状況(千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	67,145 — —	93,881 — —	47,066 — —	92,639
	合計(a+b+c)	67,145	93,881			
	執行額(千円)	104,120	72,024			
施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	「共生社会」の認知度(世代全体)	基準値	実績値					目標値
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		40.2%(内閣府世論調査)	—	22.2%(言葉だけ知る41.7%)障害を理由とする差別意識調査)	48.9%(インターネットによる意識調査)	50.9%(インターネットによる意識調査)	40.9%(内閣府世論調査)	50%以上
	年度ごとの目標値		—	—	—	—	—	
	「共生社会」の認知度(若者世代)	基準値	実績値					目標値
		18年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		26.7%(内閣府世論調査)	—	19.3%(言葉だけ知る40.0%)障害を理由とする差別意識調査)	34.1%(インターネットによる意識調査)	37.5%(インターネットによる意識調査)	34.8%(内閣府世論調査)	50%以上

施策に関する評価結果	目標の達成状況	インターネットによる意識調査(「共生社会政策に関する意識調査」)(平成23年度)によると、全体で共生社会という言葉を「知っている(22.2%)」、「どちらかといえば知っている(28.7%)」を合せて50.9%となり、達成といえた(若者(20歳代)は、「知っている(15.3%)」、「どちらかといえば知っている(22.2%)」で合せて37.5%となっていた。)。しかし基準値となった数値が平成18年度の内閣府政府広報室の世論調査であることから平成24年7月に同世論調査を実施したが、全体で40.9%、20歳代で34.8%と50%には至らなかった。しかし、18年度に比して特に20歳代で大きく増加した。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 目標としていた「共生社会」認知度は、上記インターネットによる意識調査(「共生社会政策に関する意識調査」)では、「どちらかと言えば知っている」を合せると「世代全体」が50%程度、60代以上では6割を超えた。ただし、若者世代は、増加傾向はあるが、約4割となっている。 基準値は内閣府世論調査となっており、平成24年度の同調査では、いずれも50%に至らなかつた。しかし、20歳代では大きく伸びており、また「言葉だけは聞いたことがある」を加えれば、全体では約65%、20歳代でも60%を超えており、「共生社会」の周知度はある程度高まったといえる。 【今後の方向性】 今後とも広報・啓発に努め、新基本計画の下、一層周知度を高めることを目指す予定。

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	インターネットによる共生社会に関する意識調査(H25.3調査:全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別的人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)、障害者に関する世論調査(H24.7月実施:内閣府政府広報室)
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(障害者施策担当) 難波吉雄	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	---------------------	--------	----------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-52(政策12-施策⑩))

施策名	交通安全対策の総合的推進(交通安全基本計画)[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]					
施策の概要	交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)に基づき策定された「第9次交通安全基本計画」(平成23年3月31日中央交通安全対策会議決定)では、平成23年度から平成27年度までの5年間に講すべき交通安全に関する施策の大綱を定めている。同基本計画に基づき、国の関係行政機関及び地方公共団体においては、交通の状況や地域の実態に即して、交通の安全に関する施策を具体的に定め、これを強力に推進する。					
達成すべき目標	第9次交通安全基本計画の各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	-	
		補正予算(b)	-	-	-	
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)			
	福島みずほ内閣府特命担当大臣 年頭の談話	平成22年1月2日	平成30年を目指し、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す			

測定指標	第9次交通安全基本計画に盛り込まれた施策のフォローアップ	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
	年度ごとの目標値	-	-	-	-	※23年度に講じた施策は、24年白書の中で報告	※24年度に講じた施策は、25年白書の中で報告	-

施策に関する評価結果	目標の達成状況	第9次交通安全基本計画に基づく諸施策を総合的に推進してきた結果、5か年計画の2年目である平成24年には、同計画の道路交通の数値目標(平成27年までに24時間死者数3,000人以下、死傷者数70万人以下)に向けて、24時間死者数、死傷者数ともに前年比減少(▲252人、▲29,466人)となった。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】 交通事故の減少の主な要因としては、シートベルトの着用者率の向上、事故直前の車両速度の低下、飲酒運転等悪質・危険性の高い事故の減少などであり、第9次交通安全基本計画で掲げた各種施策の取組の成果であると考えられる。</p> <p>【今後の方向性】 平成27年までに数値目標を達成するためには、さらなる減少に向けて、引き続き各種交通安全施策を強力に推進していく必要があるため、第9次交通安全基本計画で掲げた各種交通安全施策を、引き続き、強力に推進していく。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	警察庁交通局交通企画課作成「平成24年中の交通事故の発生状況について」
---------------------------	-------------------------------------

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (交通安全対策担当) 山崎 房長	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	---------------------	--------	----------------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-53(政策12-施策⑬))

施策名	交通安全対策に関する広報啓発、調査研究等[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]					
施策の概要	第9次交通安全基本計画及び平成24年度内閣府交通安全業務計画に基づき、道路交通の安全に関する調査研究の推進を図るとともに、交通安全思想の普及啓発を図り、交通ルールの遵守と正しいマナーの実践を習慣付けるため「春・秋の全国交通安全運動」、「交通指導員等交通ボランティア支援事業」などの各種事業を、関係省庁・都道府県・政令指定都市・関係団体等と連携を図りつつ推進する。					
達成すべき目標	内閣府で実施する各種交通安全施策を実施することにより、安全で安心な社会の実現を図るための交通安全の確保に努める。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	261,283	180,817	154,068	143,560
	補正予算(b)	-	-	-	-	
	繰越し等(c)	-	-			
	合計(a+b+c)	261,283	180,817			
施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	執行額(千円)	187,741	120,912			
	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(抜粋)		
	福島みずほ内閣府特命担当大臣 年頭の談話	平成22年1月2日		平成30年を目指し、交通事故死者数を半減させ、これを2,500人以下とし、世界一安全な道路交通の実現を目指す		

測定指標	普段から交通安全を意識していると思う人の割合	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
		89%	-	-	-	90.1%	88.2%	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	90%	90%	
自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人の割合	基準値	実績値					目標値	
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-	
	90%	-	-	-	91.0%	88.7%	-	
	年度ごとの目標値		-	-	-	90%	90%	

	目標の達成状況	「共生社会に関する意識調査結果」(H25.3月実施:内閣府)によると、「普段から交通安全を意識していると思う人の割合」については88.2%、「自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人の割合」については88.7%であり、測定指標における当年度目標値(90%以上)を達成することができなかった。
施策に関する評価結果	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】 上記の意識調査結果によると、測定指標における当年度目標値(90%以上)を達成することはできなかったものの、内閣府が実施している地域の交通安全リーダーを養成する広報啓発事業(高齢者安全運転推進協力者養成事業、参加・体験・実践型交通ボランティア養成事業等)について、これらに参加した者を対象とした意識調査結果によれば、有益な事業内容である等の意見も多く、地域の交通安全意識の向上に一定の寄与をしているものと考えられる。</p> <p>また、交通事故死者数や負傷者数についてそれぞれ前年比で減少(▲252人、▲29,466人)していることから、本事業が、国の行政機関、地方自治体及び民間団体等がそれぞれ実施している交通安全対策とあいまって、交通事故死者数の減少傾向に寄与しているものと考えられる。</p> <p>なお、平成24年度の交通安全対策関係予算は対前年度比約15%の減少となつたが、事業実施に当たっては、その手法や効果等について検討し、事業の見直しを進めるとともに予算の効果的・効率的な執行に努めた。</p> <p>【行政事業レビューにおける指摘】 外部有識者から「アウトカム成果指標が適切に設定されておらず、この成果指標ならば既に目的達成となる」との指摘があった。</p> <p>また、行政事業レビュー推進チームから「公開プロセスの結果を踏まえ、事業の見直しを行い、概算要求に反映させること」との指摘があった。</p> <p>【今後の方向性】 第9次交通安全基本計画で掲げた各種交通安全施策を、引き続き強力に推進していくことにより、目標の達成に努める。</p> <p>なお、平成25年度の交通安全対策関係予算は対前年度比約7%の減少となつたが、引き続き、予算の効果的・効率的な執行に努める。</p> <p>行政事業レビューでの指摘を踏まえ、平成24年度政策評価書においては測定指標を「普段から交通安全を意識していると思う人の割合」としていたが、平成25年度政策評価書から測定指標を「春・秋の全国交通安全運動の実施等を通じて、普段から交通安全を意識していると思う人の割合」に見直し、より明確に内閣府の施策に対する評価を反映させることとした。</p> <p>公開プロセスの結果を踏まえ、主管省庁、地方自治体との役割分担を考慮した見直しとして、地域の実情を踏まえた上で当該地域において必要な交通安全に資する事業を実施することとし、「地域交通安全コーディネーター育成事業」を平成25年度限りで廃止する。</p> <p>また、事業実施回数の削減や経費の縮減により全体事業費を縮減した。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	普段から交通安全を意識していると思う人の割合及び自動車の運転、自転車の運転や歩行の際に、交通事故を起こさない、交通事故に遭わない行動をしている人の割合:インターネットによる共生社会に関する意識調査(H25.3調査:全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官 (交通安全対策担当) 山崎 房長	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	---------------------	--------	----------------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-54(政策12-施策⑭))

施策名	犯罪被害者等施策の総合的推進(犯罪被害者等基本計画)[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]				
施策の概要	犯罪被害者等基本法及び平成23年3月に閣議決定された第2次犯罪被害者等基本計画(計画期間は、平成23年度から平成27年度までの5年間)に基づき、犯罪被害者等施策を総合的に推進する。				
達成すべき目標	犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた幅広い取組の実現				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	-	-	-
	補正予算(b)	-	-	-	-
	繰越し等(c)	-	-		
	合計(a+b+c)	-	-		
施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	執行額(千円)	-	-		
	特になし				

測定指標	犯罪被害者等施策の進捗状況の検証	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	-
	-	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	-
年度ごとの目標値		施策の進捗状況の確認(犯罪被害者等施策推進会議または基本計画推進専門委員会等会議におけるフォローアップ、犯罪被害者白書の取りまとめによる施策の進捗状況の確認)						

施策に関する評価結果	目標の達成状況	第2次犯罪被害者等基本計画(計画期間:平成23~27年度)に基づき平成24年度に実施した施策等については、平成25年版犯罪被害者白書においてとりまとめを進めている。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】 平成25年版犯罪被害者白書において、平成24年に行われた施策の進捗状況の確認をしているところである。</p> <p>【今後の方向性】 第2次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた施策については、引き続き犯罪被害者白書のとりまとめ等を通じて、施策のフォローアップに努める。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	犯罪被害者白書(http://www8.cao.go.jp/hanzai/kohyo/whitepaper/whitepaper.html)
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	犯罪被害者等施策推進室参事官 池田暁子	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	---------------------	--------	---------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-55(政策12-施策⑯))

施策名	犯罪被害者等施策に関する広報啓発、連携推進等[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]					
施策の概要	犯罪被害者等施策を効果的に実施し、また、国民の理解促進を図るため、必要な広報啓発、連携推進等の事業を実施する。					
達成すべき目標	国民及び関係者が犯罪被害者等施策に対する理解や関心を深めるとともに、地域における犯罪被害者等支援に関する取組に向けた気運が醸成される。					
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	117,913 — —	97,565 — —	62,960 △ 20	57,118
	合計(a+b+c)	117,973	97,565			
	執行額(千円)	64,316	46,711			
	特になし					

測定指標	犯罪被害者支援に関心を持っている人の割合	基準値	実績値					目標値
		—	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		—	—	—	41.3%	45.0%	41.0%	—
年度ごとの目標値			—	—	60.0%	60.0%	100.0%	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	犯罪者支援に関心を持っている人の割合について、平成22年度からほぼ横ばいの状況が続いているが、目標達成には至っていない。
	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】 「共生社会に関する意識調査」によれば、犯罪被害者支援が自分自身に関わる問題だと思う者（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」）は40.9%、犯罪行為による直接的な被害のほかにも二次的被害があることを知っている者（「知っている」）は41.0%であり、測定指標は目標値に対して低調である。一般国民に対して犯罪被害者等の置かれている状況が十分に伝わっていないことが考えられるため、今後とも国民の理解や関心を深めるための取組を行っていく必要がある。</p> <p>【行政事業レビューでの指摘】 公開プロセスにおいて、「地方自治体等の体制整備が重要であり、中長期的なビジョンを持って府省、地方との関係を全体見直していくべき」との指摘があった。 また、行政事業レビュー推進チームから「公開プロセスの結果を踏まえ、事業の見直しを行い、概算要求に反映させること」との指摘があった。</p> <p>【今後の方向性】 内閣府本府政策評価有識者懇談会における有識者の指摘を踏まえつつ、今後とも「国民のつどい」等各種広報啓発事業等を通じて、国民の理解や関心を深める取組を一層強化する必要がある。平成25年度は、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを新たに活用することとした。 また、本施策の目標は、国民及び関係者が犯罪被害者等施策に対する理解や関心を深めることである。このため、次年度以降の測定指標の算出に当たっては、設問を例えば「あなたは犯罪被害者等施策に関心がありますか?」「あなたは犯罪被害者等施策を知っていますか?」等への変更することを検討する。 なお、行政事業レビューにおいて、地方自治体等の犯罪被害者等支援体制の整備は重要な課題であるが、現状の当室の取組が最適か、本来的には地方自治体において行われるべき事業ではないか等の有識者のコメントがあったことを踏まえ、今後内閣府としては、現状存在する犯罪被害者等支援体制の地域間格差を解消し、全体としての支援水準の底上げを目指すこととし、既存の地方公共団体との研修事業及びワークショップ事業経費については、各地域の状況・ニーズに応じた柔軟な働きかけが行えるよう、「地域における犯罪被害者等支援体制の整備促進」経費として要求することにした。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	犯罪被害者支援に関心を持っている人の割合: インターネットによる共生社会に関する意識調査(H25.3調査: 全国15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	犯罪被害者等施策推進室参事官 池田暁子	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	---------------------	--------	---------------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-56(政策12-施策⑯))

施策名	自殺対策の総合的推進(自殺総合対策大綱)[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]							
施策の概要	自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を総合的に推進する。							
達成すべき目標	自殺対策を総合的に推進して、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与する。							
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度			
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) —	—	—	—			
	補正予算(b) 繰越し等(c)	—	—	—	—			
	合計(a+b+c)	—	—	—	—			
	執行額(千円)	—	—	—	—			
施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	<p>○第183回国会 参・内閣委員会 森国務大臣所信(平成25年3月19日)</p> <p>自殺対策については、昨年の自殺者数が十五年ぶりに三万人を下回ったものの、依然として深刻な状況にあることを踏まえ、自殺総合対策大綱に基づき、いじめ、体罰等による児童・生徒の自殺を含めた若年層対策や自殺未遂者対策など、新しい課題に対応するとともに、地域自殺対策緊急強化基金を通じて、地域の実情に応じたきめ細かな対策を促進してまいります。</p>							
測定指標	自殺対策の進捗状況の検証及び効果的施策の立案	基準値	実績値				目標値	
		20年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	施策の進捗状況の確認	—
施策に関する評価結果	年度ごとの目標値	自殺総合対策大綱に掲げる施策の推進					—	
	目標の達成状況	<p>○官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム(第5回:平成24年5月16日開催(以降24年6月末までに5回開催))において、政府と地方公共団体、関係団体、民間団体との協働を一層進めるため、民間団体から現場における現状と課題、今後の取組方針や行動計画、自殺総合対策大綱の見直しに向けた要望等についてヒアリングを行った。</p> <p>○自殺総合対策大綱の見直しに向けた民間団体ヒアリング(第1回:平成24年5月23日開催、第2回:5月31日開催)において民間団体から現場における現状と課題、自殺総合対策大綱の見直しに向けた要望等についてヒアリングを行った。</p> <p>○自殺対策推進会議(第16回:平成24年6月12日開催、第17回:8月10日開催)において、自殺総合対策大綱の見直し、自殺対策白書、自殺予防週間等について検討を行った。</p> <p>○自殺総合対策大綱を見直し、平成24年8月28日に新たな自殺総合対策大綱を閣議決定した。 《自殺総合対策大綱における施策の実施状況》 平成23年度(大綱見直し前) 11省庁147施策 → 平成24年度(大綱見直し後) 11省庁156施策</p>						
学識経験を有する者の知見の活用	目標期間終了時点の総括	<p>【目標の達成状況の検証】</p> <p>○新たな自殺総合対策大綱に盛り込まれた各府省の施策について、自殺予防週間、自殺対策強化月間、自殺対策白書のとりまとめ等により、見直し後の大綱に基づく施策が着実に実施されていることが確認できた。</p> <p>○こうした施策の効果もあって、我が国における年間の自殺者数は、平成10年以来、連続して3万人を超える状況が続いていたが、平成24年は15年ぶりに3万人を下回ることができた。</p> <p>○平成24年の自殺者数は3万人を下回ったものの、依然として深刻な状況が続いており、今後の課題を抽出するため自殺統計の分析を行ったところ、近年、若年層以外の年齢層では自殺死亡率が減少傾向を示している(50~59歳 平成10年44.1→平成24年29.9)中、若年層(20~29歳)では増加傾向となっている(平成10年18.3→平成24年22.5)。また、学者・有識者からは、自殺未遂者は再び自殺を企図する可能性が高いとの指摘がある。</p> <p>【今後の方向性】</p> <p>○近年自殺死亡率が増加傾向にある若年層や、再び自殺を企図する可能性が高い自殺未遂者の対策などの課題にも対応していく必要がある。</p> <p>○見直し後の大綱に基づき実効性のある施策を推進していくため、今後も、自殺予防週間、自殺対策強化月間、自殺対策白書のとりまとめ等あらゆる機会を通じて各府省における施策の進捗状況を確認するとともに、大綱に定められた目標である自殺死亡率の推移の把握を行い、各種会議の開催により、関係省庁と連携をとりつつ、自殺対策を総合的に推進する。</p>						
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし						
担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(自殺対策担当)片山朗	政策評価実施時期	平成25年9月			

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-57(政策12-施策⑪))

施策名	自殺対策に関する広報啓発、調査研究等[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]				
施策の概要	自殺対策を効果的に実施し、また、国民の理解促進を図るため、必要な広報啓発、調査研究等の事業を実施する。				
達成すべき目標	自殺対策に関する広報啓発、調査研究等を通じ、自殺総合対策の推進に寄与する。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況 (千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	97,561 — —	211,044 3,700,000 —	211,067 3,020,000 —
	合計(a+b+c)	97,561	3,911,044		
	執行額(千円)	112,740	3,879,783		
施策に関する内閣の重 要政策(施政方針演説等 のうち主なもの)	<p>○第183回国会 参・内閣委員会 森国務大臣所信(平成25年3月19日) 自殺対策については、昨年の自殺者数が十五年ぶりに三万人を下回ったものの、依然として深刻な状況にあることを踏まえ、自殺総合対策大綱に基づき、いじめ、体罰等による児童・生徒の自殺を含めた若年層対策や自殺未遂者対策など、新しい課題に対応するとともに、地域自殺対策緊急強化基金を通じて、地域の実情に応じたきめ細かな対策を促進してまいります。</p>				

測定指標	自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合	基準値	実績値					目標値
		22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—
		33.20%	—	—	33.20%	36.20%	34.20%	—
自殺統計分析の実施による自殺の実態把握	年度ごとの目標値	基準値	実績値					目標値
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	—	
	—	—	—	—	自殺統計分析の実施	自殺統計分析の実施	—	
年度ごとの目標値		基準値	実績値					目標値
		—	—	—	—	—	自殺統計分析の実施	—

施策に関する評価結果	目標の達成状況	・自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合については、平成24年度は34.20%であり、目標値(40%以上)を達成できなかった。なお、基準値(33.20%)より高い水準にある。 ・毎月及び年間の自殺の状況に関する統計を公表するとともに、自殺対策白書において、自殺統計の分析を実施することができた。
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 ・平成24年9月の自殺予防週間や平成25年3月の自殺対策強化月間を中心に、国民に対して自殺対策に関する啓発活動を実施したが、自殺対策が自分自身に関わる身近な問題であるということについて、十分には伝わっていないと考えられる。 ・自殺の状況に関する詳細な統計及びその分析によって、自殺対策の効果的な実施が図られた。 【今後の方向性】 ・自殺の危機は誰にでも起こり得る危機であり、自殺対策が自分自身に関わる身近な問題であるということについて、自殺予防週間や自殺対策強化月間における取組を中心に、より分かりやすい形で広報啓発を実施していく。 ・引き続き自殺の状況に関する詳細な統計及びその分析を実施していく。

学識経験を有する者の知見の活用	特になし
-----------------	------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合(%) : インターネットによる共生社会に関する意識調査(H25.3調査:全国の15歳以上の男女、割付は全国の性別・年代別の人口分布を元に標本を抽出、有効回答数5,000)
---------------------------	--

担当部局名	政策統括官(共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(自殺対策担当)片山朗	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	-----------------	--------	----------------	----------	---------

平成24年度内閣府本府政策評価書(事後評価)

(内閣府24-58(政策12-施策⑩))

施策名	青年国際交流の推進[政策12. 共生社会実現のための施策の推進]				
施策の概要	日本青年を海外に派遣し、または外国青年を日本に招へいし、あるいは日本青年と外国青年が船内で共同生活を行うことにより、ディスカッション等を通じた日本と諸外国の青年の交流を行い、青年相互の理解と友好を促進するとともに、青年の国際的視野を広めて、国際協調の精神を養い、次代を担うにふさわしい国際性とリーダーシップを備えた青年を育成する。				
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> ・本施策の推進により、国際化の進む社会の各分野で活躍できる青年の育成を促す ・事業を通じた参加青年相互の交流や、日本や参加国(寄港地含む)での様々な交流により、参加青年と参加国の人々との相互理解と友好関係の深化を推進する。 				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a) 補正予算(b) 繰越し等(c)	1,564,885 — —	1,463,580 — —	1,312,435 — —
	合計(a+b+c)	—	—	—	—
	執行額(千円)	1,661,145	1,544,783	—	—
	安倍総理 日本外交の新たな5原則(平成25年1月18日) II 未来をつくる5原則とは そして第五が、未来をになう世代の交流を促すことです。 第178回国会における野田内閣総理大臣所信表明演説(平成23年9月13日) (世界に雄飛し、国際社会と人類全体に貢献する志) (略)新たな時代の開拓者たらん、という若者の大きな志を引き出すべく、グローバル人材の育成や自ら学び考える力を育む教育など人材の開発を進めます。 (近隣諸国との二国間関係の強化) 今後とも世界の成長センターとして期待できるアジア太平洋地域とは、引き続き、政治・経済面での関係を強化することはもちろん、文化面での交流も深め、同じ地域に生きる者同士として信頼を醸成し、関係強化に努めます。				

測定指標	青年国際交流事業の各事業における参加青年アンケート調査において、事業参加が青年本人の将来に役立つと思う者の割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		-	各事業67%以上	83%	93%	94%	90%	90%
		年度ごとの目標値	-	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上
	青年国際交流事業の各事業における参加青年アンケート調査において、事業を通じて参加青年本人と参加国の人々と相互理解と友好が深まったと思う人の割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
		-					83%	90%
	年度ごとの目標値						90%以上	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	6事業平均全体の平均として以下の通りとなり、一部目標を達成できなかった。 ・事業参加が将来に役立つと思う者の割合 87% ・事業参加を通じて参加国の人々との相互理解と友好が深まったと思う者の割合 91%
	目標期間終了時点の総括	【目標の達成状況の検証】 各事業別に見ると以下の通り。 ・将来に役立つ割合 育成:98% 日中:100% 日韓:87% コア:85% 東ア:87% 世界船:85% ・参加国との相互理解・友好 育成:94% 日中:56% 日韓:79% コア:84% 東ア:96% 世界船:90% ※日中事業は派遣のみ実施。 事業が将来に役立つと考えた者の割合は、若干目標に達成しなかった。また、相互理解・友好が深まった割合は、全体としては目標を達成したが、日中事業について、特に低かった。これは事業実施時期に発生した外部的要因により、青年同士の交流プログラムが一部できなかっただことも理由として考えられる。 【今後の方向性】 平成24年度の行政事業レビュー公開プロセスの結果、「プログラム及び枠組みの大幅な見直し、改善、効果測定がない限り廃止すべき」という判断となったことを受け、「青年国際交流事業の効果測定・評価に関する検討会」を開催し、有識者より事業の効果測定・評価の在り方について意見を聴取した。検討会の報告を受け、全事業について経費負担の見直し等を行うとともに、新たに人材育成の観点等を強化した「グローバルリーダー育成事業」を実施することとした。平成25年度は昨年度の検討会を発展させ、「青年国際交流事業に関する検討会」を開催し、外部有識者から客観的な意見を聴取し、さらなる効率的・効果的な事業の実施を目指す。

学識経験を有する者の知見の活用	「青年国際交流事業の効果測定・評価に関する検討会」を平成24年7月に開催し(全3回)、中間報告の内容を平成25年度の予算編成過程において活用した。 中間報告のポイント: グローバル人材の育成が急務となる中、青年国際交流事業について必要な見直しを行いつつ、発展的に継続すべき。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	青年国際交流事業の各事業参加後における参加青年(日本参加青年、外国参加青年)アンケート調査
---------------------------	---

担当部局名	政策統括官 (共生社会政策担当)	作成責任者名	参事官(青年国際交流担当) 久津摩 敏生	政策評価実施時期	平成25年9月
-------	---------------------	--------	-------------------------	----------	---------